



現行	新	適用
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用 2. 工事仕様書の適用</p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和元年6月改正 政令第44号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-19 建設副産物 7. 建設副産物情報交換システム</p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-24 施工管理 3. 標示板の設置</p> 	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用 2. 工事仕様書の適用</p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和3年6月改正 政令第172号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-19 建設副産物 7. 建設副産物情報交換システム</p> <p>受注者は、コンクリート殻、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-24 施工管理 3. 標示板の設置</p>  <p>10. 工事情報共有化</p> <p>受注者は、監督職員及び受注者の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。</p> <p>なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</p> <p>11. 不具合等発生時の措置</p> <p>受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。</p>	<p>諸法令の改定</p> <p>表現修正</p> <p>条文の追加</p> <p>条文の追加</p>

現行	新	適用
<p>1-1-31 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>9. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）」の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>1-1-33 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>14. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超える建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-35 諸法令の遵守</p> <p>(2) 建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）</p> <p>(8) 雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）</p> <p>(10) 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）</p> <p>(14) 道路法（令和2年6月改正 法律第49号）</p> <p>(17) 道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）</p> <p>(20) 河川法（平成29年6月改正 法律第45号）</p> <p>(23) 港則法（平成29年6月改正 法律第55号）</p> <p>(24) 漁港魚場整備法（平成26年6月改正 法律第69号）</p> <p>(25) 下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）</p> <p>(26) 航空法（令和元年6月改正 法律第38号）</p> <p>(30) 環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）</p> <p>(38) 文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）</p> <p>(41) 消防法（平成30年6月改正 法律第67号）</p> <p>(43) 建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）</p> <p>(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）</p> <p>(48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）</p> <p>(51) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）</p> <p>(53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）</p> <p>(55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）</p> <p>(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）</p> <p>(60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）</p>	<p>1-1-31 環境対策</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>9. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）」の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>1-1-33 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>14. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正政令第172号）第22条における制限を超える建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-35 諸法令の遵守</p> <p>(2) 建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）</p> <p>(8) 雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）</p> <p>(10) 健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）</p> <p>(14) 道路法（令和3年3月改正 法律第9号）</p> <p>(17) 道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）</p> <p>(20) 河川法（令和3年5月改正 法律第31号）</p> <p>(23) 港則法（令和3年6月改正 法律第53号）</p> <p>(24) 漁港魚場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）</p> <p>(25) 下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）</p> <p>(26) 航空法（令和3年6月改正 法律第65号）</p> <p>(30) 環境基本法（令和3年5月改正 法律第36号）</p> <p>(38) 文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号）</p> <p>(41) 消防法（令和3年5月改正 法律第36号）</p> <p>(43) 建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）</p> <p>(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）</p> <p>(48) 海上交通安全法（令和3年6月改正 法律第53号）</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正 法律第43号）</p> <p>(51) 船員法（令和3年6月改正 法律第75号）</p> <p>(53) 船舶安全法（令和3年5月改正 法律第43号）</p> <p>(55) 自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号）</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）</p> <p>(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号）</p> <p>(60) 漁業法（令和3年5月改正 法律第47号）</p>	<p>諸法令の改定</p> <p>諸法令の改定</p> <p>諸法令の改定</p> <p>諸法令の改定</p>

現行	新	適用
<p>(63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）</p> <p>(64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）</p> <p>(68) 所得税法（令和2年3月改正 法律第8号）</p> <p>(70) 船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）</p> <p>(71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第46号）</p> <p>(72) 電波法（令和2年4月改正 法律第23号）</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）</p> <p>1-1-40 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に削除又は編集して利用することができる。</p> <p>1-1-41 保険の付保及び事故の補償</p> <p>4. 補償</p> <p>5. 掛金収納書の提出</p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>第2節 特記事項 開発局独自</p> <p>1-2-22 品質証明（社内検査）について</p>  <p>第4章 共通施工</p> <p>第6節 防食</p> <p>4-6-1 溶融亜鉛めっき</p> <p>2. 規格</p> <p>受注者は、溶融亜鉛めっきの種類、付着量、試験等をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）、JIS H 0401（溶融亜鉛めっき試験方法）又は同等以上の規定にしたがって行う。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>8. 付着量</p> <p>付着量は設計図書に明示した場合を除き、次の表による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(63) 厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）</p> <p>(64) 航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号）</p> <p>(68) 所得税法（令和3年5月改正 法律第37号）</p> <p>(70) 船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）</p> <p>(71) 著作権法（令和3年6月改正 法律第52号）</p> <p>(72) 電波法（令和3年3月改正 法律第19号）</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正 法律第58号）</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）</p> <p>1-1-40 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に削除又は編集して利用することができる。</p> <p>1-1-41 保険の付保及び事故の補償</p> <p>4. 法定外の労災保険の付保</p> <p>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>5. 補償</p> <p>6. 掛金収納書の提出</p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。</p> <p>第2節 特記事項 開発局独自</p> <p>1-2-22 品質証明（社内検査）について</p>  <p>2. 規格</p> <p>受注者は、溶融亜鉛めっきの種類、膜厚、試験等をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）、JIS H 0401（溶融亜鉛めっき試験方法）又は同等以上の規定にしたがって行う。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>8. 膜厚</p> <p>膜厚は設計図書に明示した場合を除き、次の表による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>諸法令の改定</p> <p>条文の追加</p> <p>JIS規格の改定</p> <p>JIS規格の改定</p>

現行

溶融亜鉛めっき付曹業		
記号	付着量 (g/m ²)	適 用
HDZ35	350 以上	厚さ1mm以上2mm以下の鋼材・鋼製品、直径12mm以上のボルト・ナット及び厚さ2.3mmを超える溶融亜鉛
HDZ40	400 以上	厚さ2mmを超える2mm以下の鋼材・鋼製品及び棒状造品類
HDZ45	450 以上	厚さ2mmを超える5mm以下の鋼材・鋼製品及び棒状造品類
HDZ50	500 以上	厚さ2mmを超える鋼材・鋼製品及び棒状造品類
HDZ55	550 以上	過酷な腐食環境下で使用される鋼材・鋼製品及び棒状造品類

備考

- HDZ55のめっきを要求するものは、素材の厚さ6mm以上であることが望ましい。素材の厚さが6mm未満のものに適用する場合は、事前に協議するものとする。
- 表中、適用例の欄で示す厚さ及び直径は、呼称寸法による。
- 過酷な腐食環境は、海塩粒子濃度の高い海岸、凍結防止剤の散布される地域などをいう。

第10節 電気配線

4-10-3 合成樹脂管配線

1. 一般事項

コンクリート埋設部は、JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）、地中埋設部は、JIS C 3653（電力用ケーブルの地中埋設の施工方法）に適用する電線管を使用するものとする。

第5章 トンネル換気・非常用施設

第4節 ジェットファン設備

5-4-2 ジェットファン

4. 吊金具類

(2) 吊金具類は、十分な強度と耐久性を有し、ステンレス鋼板又は鋼板製とし、鋼板製については表面を溶融亜鉛めっき、又は同等以上の仕上げとする。ただし、ネジ部の付着量は350g/m²以上とする。

新

溶融亜鉛めっき膜厚		
記号	膜厚 (μm)	適 用
HDZT48	48 以上	厚さ1mm以上の鋼材、直径12mm以上のボルト・ナット及び厚さ2.3mmを超える溶融亜鉛
HDZT58	58 以上	厚さ2mm以上の鋼材
HDZT63	63 以上	厚さ3mm以上の鋼材
HDZT70	70 以上	厚さ5mm以上の鋼材
HDZT??	?? 以上	厚さ8mm以上の鋼材

(注) 適用欄に示す厚さ及び直径は、公称寸法による。

第10節 電気配線

4-10-3 合成樹脂管配線

1. 一般事項

コンクリート埋設部は、JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）、地中埋設部は、JIS C 3653（電力用ケーブルの地中埋設の施工方法）に適用する電線管を使用するものとする。

第5章 トンネル換気・非常用施設

第4節 ジェットファン設備

5-4-2 ジェットファン

4. 吊金具類

(2) 吊金具類は、十分な強度と耐久性を有し、ステンレス鋼板又は鋼板製とし、鋼板製については表面を溶融亜鉛めっき、又は同等以上の仕上げとする。ただし、ネジ部の溶融亜鉛めっき膜厚は49μm以上とする。

適 用

JIS名称変更

JIS規格の改定